

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
川内 博史氏（立憲）

問6 今回の高等教育無償化の使い道は変更すべきであり、その財源を例えば運営費交付金や私学助成に充て、大学の自治と学問の自由を保障する中で、各大学の裁量と工夫のもとで行うべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 安心して子どもを産み、育てていく上で、子どもが高校を卒業した段階で、仮に低所得であったとしても、経済的な理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことは、非常に重要です。
2. 進学率が全世帯に比べて低く、家庭の経済的理由により進学を断念するケースがあると考えられる低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、少子化の進展への対処に資するものと考えます。
3. このため、今回の支援措置は、消費税収をいわゆる社会保障4経費に充てるとする現行の消費税法の下、「制度として確立された少子化に対処するための施策」として、本年10月の消費税率の引き上げによる增收分を活用して実施することとしております。
4. このため、国立大学法人運営費交付金や私学助成といった基盤的経費に対して、消費税財源を充てることはできませんが、いずれも継続的・安定的な教育研究活動を実施するためには不可欠なものであり、文部科学省としてはその確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

平成31年4月3日（金）衆・文部科学委員会

笠 浩史氏（未来）

問9 3月20日の参考人質疑でも、大学等への税金投入に対する国民の理解が得られていないとの意見があつたが、なぜ理解が得られていないと考えるか。

（答）

1. 先日の参考人質疑において、参考人から、委員ご指摘の ようなご発言があつたことは承知しております。
2. また、この背景として、参考人からは「高等教育に対する社会の信頼が必ずしも高いとは言い難い」とのご主張があることも承知しており、私としても、高等教育に対する社会の信頼確保は不可欠と考えています。
3. この点、国民の皆様からいただく消費税を財源とした「高等教育無償化」を実現する以上、進学先である高等教育機関の教育の質や説明責任、研究力、組織の在り方が、これまで以上に厳格に問われるものと考えております。
4. このため、去る2月1日に、高等教育の取組・成果に応じた「手厚い支援」と「厳格な評価」を徹底することにより、「教育」「研究」「ガバナンス」改革を一体的に加速化するため、「高等教育・研究改革イニシアティブ」を取りまとめ、公表したところです。
5. 同イニシアティブを十分に踏まえ、公費を投じる本施策の効果が社会に還元されるように、今回の高等教育の無償化と大学改革を一体的に推進するとともに、国民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿・明博氏（立憲）

問3 「社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材」とあるが、ここでいう「社会で自立」とはどのような意味か、大臣の見解如何。（議員は、大学では学べるということが重要であり、「社会で自立」を強調し過ぎることは、必ずしも高い所得を得られるとは限らない美術や芸術等の分野の阻害になるのではとの問題意識）

(答)

1. 今回の支援措置では、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を対象にする趣旨で、機関要件を設定することとしています。
2. ここでいう「社会で自立し」とは、大学等を卒業した後に、希望する職業に就くことなどを通じて、様々な形で社会の一員として生活していくことを広く指すものと考えています。

〔高い所得を得られるような職業に就くといった限定的な意味とは捉えてはいません。〕

## (参考 1) 辞書による「自立」の例

- ・他への従属から離れて独り立ちすること。他からの支配や助力を受けずに、存在すること。「精神的に自立する」【デジタル大辞泉】
- ・他の助けや支配なしに自分一人の力だけで物事を行うこと。ひとりだち。独立。「親もとを離れて一する」【大辞林第3版】

## (参考 2) 大学等における修学の支援に関する法律案

## (目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

## (大学等の確認)

第七条第2項 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるとときは、その確認をするものとする。

- 一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

## (参考 3) 新しい経済政策パッケージについて（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）

## (支援措置の対象となる大学等の要件)

- こうした支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。

## (参考 4) 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

(平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意)

## 5. 大学等の要件（機関要件）

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問4 機関要件を満たさない大学等は、「社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材」育成のための教育を継続的・安定的に実施することができない大学等であるということになるのか、大臣の見解如何。

(答)

1. 今回の支援措置では、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を対象にする趣旨で、機関要件を設定することとしています。
2. 機関要件について、文部科学省としては、大学等にとつては、現在の取組を適切に充実させることで満たすことができる内容と考えており、多くの大学等にこれを満たしていただくことを期待しているところです。  
多くの大学等が申請に向けて準備を進めていけるよう、今後とも、制度の周知や説明に努めてまいります。
3. 要件を満たすことができない大学等が対象機関とならないことはやむを得ないと考えていますが、多くの大学等が取組を充実させることで要件を満たせるよう期待しています。  
なお、要件の確認を申請するかは大学等に委ねられており、確認を受けない大学等のすべてが要件を満たさないわけではありません。

平成31年4月3日(水)衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏(立憲)

問5 機関要件を満たさず、「社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材」育成のための教育を継続的・安定的に実施することができない大学等は、設置認可を取り消すべきではないか。

(答)

1. 今回の新制度においては、設置基準や設置認可の制度を前提とした上で、加えて、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を行う大学等を対象にする趣旨で、機関要件を設定するものです。
2. したがって、機関要件を満たせないからといって、直ちに設置認可を取り消すものではありません。
3. 機関要件について、文部科学省としては、大学等にとっては、現在の取組を適切に充実させることで満たすことができる内容と考えており、多くの大学等にこれを満たしていただくことを期待しているところです。  
多くの大学等が申請に向けて準備を進めていけるよう、今後とも、制度の周知や説明に努めてまいります。

(参考) 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(H30.12.28)

大学等の要件(機関要件)

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊(内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

更問あり

更問 1 機関要件を設ける趣旨如何。

19.4.03

初底 附5

(答)

1. 今回の支援措置においては、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、大学等での勉学が職業に結びつくことにより、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を支援の対象とするため、機関要件を求めることがあります。
2. 機関要件は、現在の取組を適切に充実・発展させることで満たすことのできる内容と考えており、多くの大学等にこれを満たしていただることを期待し、今後とも、制度の説明に努めてまいります。

(大学の自主性との関係について)

3. 機関要件は、大学の人事や教育研究の内容そのものについて直接的に規定するものではなく、具体的に、どのような人材を理事に登用するか、どのような教育課程を編成するかなどは大学に委ねられており、教育基本法に定める「大学の自主性や自律性」等を損ねるものではないと考えています。

(参考) 教育基本法 (平成18年法律第120号)

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鎌島 豊 (内線) ■■ (直通) ■■ (携帯) ■■

更問あり

更問2 実務経験のある教員の要件を設ける趣旨如何。

午後1時5分 19.4.03

(答)

1. 社会で自立し、活躍できる人材を育成する上で、学問追究の観点とともに、実際の社会のニーズに対応した経験に基づく、実務の観点を踏まえた教育も重要であることから、学生がこうした授業を履修できる環境を整えることを求めるものです。
2. 「実務経験のある教員による授業科目」とは、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目を広く指すものであり、実務経験の内容や期間等に具体的な条件を設けることは考えていません。  
大学等が、シラバスによって学生に対して実践的教育である旨を説明している授業科目を計上できることとする予定です。
3. また、必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う授業や、学外でのインターンシップや実習、研修を中心に位置付けている授業など、主として実践的教育から構成される授業科目についてもこれに含むものとする予定です。
4. 全ての学部等が満たすことが必要ですが、学問分野の特性等により、この要件を満たすことができない学部等については、大学等がその理由等を説明・公表することで要件を満たすこととする予定です。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) ■■、(直通) ■■■ (携帯) ■■■

更問あり

更問 3 「実務経験のある教員が担当する授業科目」をどの程度、配置する必要があるのか。参考資料 19.4.03

(答)

1. 設置基準で定める卒業に必要となる標準単位数の1割以上とする方針であり、例えば、4年制大学では、4年間で13単位以上配置することになります。

(参考) 13単位 = 124単位の1割

2.. なお、「1割」と設定したのは、4年制大学の場合、4年間で修得が必要となる単位数は124単位、1学年平均で31単位となるところ、

1年間で3～4単位に相当する授業科目（1～2科目）について実務経験のある教員が担当している科目を受講できるよう配置することを求める予定であり、

全ての大学等、学部等を対象とした最低限の基準としては、妥当な水準と考えています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 登 (内線) ■■■ (直通) ■■■ (携帯) ■■■

更問あり

更問 4 外部理事の複数配置の要件を設ける趣旨如何。 19.4.03

答問 5

(答)

1. 大学等の設置者の理事に学外者を含めることは、高い見識を持つ学外の専門家や有識者の参画により、国民や社会の幅広い意見や知見を大学等の運営に適切に反映させつつ、適正な意思決定やその透明性の確保など、大学の機能強化を図っていく意義を有します。
2. 学外者を複数含めることで、客観的・複眼的な外部の意見を大学等の運営により反映させ、運営の透明性を確保することが可能になると考えており、今回の支援措置においては、「理事」に外部人材を「複数」置いていることを求めることとしています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊 (内線) ■■■ (直通) ■■■ (携帯) ■■■

更問あり

更問 5 厳格な成績管理の要件を設ける趣旨如何。 19.4.03

初見問5

(答)

1. 今回の支援措置においては、支援の対象となる学生について、大学等への進学後、学修状況について一定の基準を設定し、これに該当する場合には支給をしないこととしています。
2. このような仕組みを機能させるための前提として、大学等において、成績評価基準を定め、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していることを求めることとしたものです。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊 (内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

更問あり

更問 6 財務・経営情報の開示の要件を設ける趣旨如何。

19.4.03

(答)

初底問6

1. 大学等は、授業料減免に係る経費を公費から交付され、会計上の処理を行うこととなるため、大学等の財務・経営面での透明性を確保する必要があります。
2. また、教育課程の編成や卒業の認定に関する方針、入学者受け入れ、進学・就職の状況といった、教育活動に係る情報についても進学する学生等が得られるようにし、安心して質の高い高等教育を受けられる環境を整えることが必要です。
3. これらのことから、財務・経営情報として、財務諸表等の情報や教育活動に係る情報を開示することを要件とすることとしています。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

中川 正春氏（立憲）

問5 高等教育無償化の対象となる大学等の確認について、大学等の設置者が求めた場合に初めてなされる申請主義を取っている理由如何。仮に設置者が確認を求めてこないと、その学校の学生が不利益を被ることとなり、不合理ではないか。

(答)

1. 今回の支援措置においては、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだうえで、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスが取れている、質の高い教育を実施する大学等を対象とすることとしています。このため、授業料等の減免に要する費用を公費から交付するにあたって、一定の要件を設定することとしております。

このため、減免費用の交付を希望する大学等の設置者からの申請に基づき要件への適合について確認を行う必要があることから、申請主義をとることとしております。

2. 文部科学省としては、各大学等が機関要件の趣旨を十分理解し、現在の取組を適切に充実させることを通じて円滑に準備を進めていただくことが重要と考えています。

このため、機関要件の確認に当たってのポイントなどについて、大学等に示すとともに、説明会を開催するなどしてきたところですが、

さらに多くの大学等が要件を満たし、支援の対象となることで、より多くの学生に支援が行き届くよう、一層の周知や説明に努めてまいります。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

中川 正春氏（立憲）

問6 修学支援法案における機関要件は、大学の設置基準とは別個のものという理解で良いか。

(答)

1. 新たな支援措置の対象とする、大学等の高等教育機関は、学校教育法や学校種ごとの設置基準によって、質の確保を図っているところです。
2. 今回の支援措置においては、これらの制度を前提とした上で、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を行う大学等を対象にする趣旨で、機関要件を設定することとしています。

(参考) 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針 (H30.12.28)

大学等の要件（機関要件）

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) ■■ (直通) ■■ (携帯) ■■

更問あり

19.4.03

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

中川 正春氏（立憲）

問7 機関要件を充足できず確認を受けられない大学等はどの程度存在するのか。

（答）

1. 具体的にどの程度の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が要件を満たし、支援の対象となるかは、現時点では分かりかねますが、大学等にとっては、現在の取組を適切に充実させることで満たすことができる内容と考えており、多くの大学等にこれを満たしていただくことを期待しています。
2. 文部科学省としては、多くの大学等に要件の趣旨をご理解いただき、申請に向けて準備を進めていけるよう、今後とも、制度の周知や説明に努めてまいります。

専門学校については、学校の規模や運営の状況が多様であり、機関要件に対する現在の取組状況にも差異があることから、要件を満たすために必要な準備の程度も学校によって大きく異なっていると認識していますが、従来の取組を適切に充実させることにより、必ずしも満たすことが難しい内容ではないと考えています。

ただし、経営要件の適用に際しては、専門学校の実態も踏まえて、一定期間の経過措置を設けることなどを含め検討しています

（参考）高等教育機関の学校数（平成30年度学校基本調査）

- ・大学 782校（学部学生数約276万人）・短期大学 331校（学生数約14万人）
- ・高等専門学校 57校（学生数約2万人）専門学校 2805校（学生数約59万人）

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

中川 正春氏（立憲）

問8 修学支援法案において、設置基準と別に確認要件を要求することで、特に経営要件によって確認を受けられない地方大学が多数出てしまい、それらの大学が「駄目な大学」というレッテルを貼られ、経営困難に拍車がかかるのではないか。

(答)

1. 委員ご指摘のとおり、地方において経営が厳しい大学があることは認識しております。

文部科学省としては、これまでも、経営悪化傾向にある学校法人に対して、経営改善に必要な指導・助言を行ってまいりましたが、昨年7月に経営指導の充実に関する新たな通知を各学校法人に発出したところです。

本通知を踏まえ、本年度から、新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導を強化することとしています。

（参考）H30.7.30付文部科学省高等教育局長通知

「学校法人運営調査における経営指導の充実について」

2. その上で、今回の支援措置では、新たな財務指標も踏まえ、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、実質的に救済がなされることがないよう、対象となる大学等に一定の経営要件を設けることとしています。

（参考）経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い（H30.12.28）

- (略) 次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
  - ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
  - ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連續マイナス
  - ・ 直近3カ年において連續して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合

次頁あり

19.4.03

3. 今回の支援を受けて進学した学生が安心して勉学を修め卒業することができるよう、学生を受け入れる大学等の経営は継続的かつ安定的に行われるべきものであり、このような観点からも、経営要件の設定は必要な措置と考えています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊 (内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

吉良 州司氏（国民）

問16 実務経験のある教員による授業科目に関する要件について、実務経験そのものよりも、社会との繋がり等の面で学生が関心を持ち、学力向上に直結するような内容が重要なのではないか。

(答)

1. 実務経験のある教員による授業科目については、社会で自立し、活躍できる人材を育成する上で、学問追究の観点とともに、実際の社会のニーズに対応した経験に基づく、実務の観点を踏まえた教育も重要であることから、学生がこうした授業を履修できる環境を整えることを求めるものです。
2. したがって、単に学外での勤務経験があるだけでなく、担当する授業科目の教育内容と関連した実務経験を有している者が、その経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目であることが重要です。
3. この要件を通じて、自らの実務の経験を踏まえ、授業の内容と社会活動との関係などを交えながら、学生の興味・関心を集め、社会で自立、活躍できる人材を育成する、優れた授業が行われることを期待しているところです。
4. なお、こうした実践的な教育を行う授業であれば、必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う授業や、学外でのインターンシップや実習、研修を中心に位置付けている授業などもこれに含むものとする予定です。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鎌島 豊（内線）■、（直通）■ (携帯) ■

更問あり

更問1 文学や物理学など学問分野については、要件を満たせないのではないか。

(答)

1. 全ての学部等がこの要件を満たすことが必要ですが、ご指摘のような、学問分野の特性等により、この要件を満たすことができない学部等については、大学等がその理由等を説明・公表することで要件を満たすこととする予定です。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊 (内線) ■ (直通) ■ (携帯) ■

更問2 「実務経験のある教員が担当する授業科目」をどの程度、配置する必要があるのか。

(答)

1. 設置基準で定める卒業に必要となる標準単位数の1割以上とする方針であり、例えば、4年制大学では、4年間で13単位以上 (=124単位の1割) 配置することになります。

2. なお、「1割」と設定したのは、4年制大学の場合、4年間で修得が必要となる単位数は124単位、1学年平均で31単位となるところ、1年間で3~4単位に相当する授業科目(1~2科目)について実務経験のある教員が担当している科目を受講できるよう配置することを求める予定であり、全ての大学等、学部等を対象とした最低限の基準としては、妥当な水準と考えています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊 (内線) ■ (直通) ■ (携帯) ■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

岡本 充功氏（国民）

問1 修学支援法案について、現在、機関要件を満たさない（経営に課題のある）大学数はいくつか。

(答)

1. 経営状況に関する要件については、申請手続を行う時点における直近3カ年の決算（注1）や、直近の収容定員充足率（注2）で判断するため、この要件に該当して支援の対象とならない大学等の数を現時点でお答えすることは困難です。

(注1) 2016～2018年度決算

(注2) 2017～2019年度収容定員

(更に問われた場合)

2. 現時点で把握可能な直近3カ年の決算（注3）や、収容定員（注4）で仮に当てはめてみると、「3つの要件の全て」に該当する大学は10校に満たない程度ですが、確認を行うのは2019年度であることから、実際にどのようになるかは不明です。

(注3) 2015～2017年度決算

(注4) 2016～2018年度収容定員

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
岡本 充功氏（国民）

問2 経営（財政や会計基準）と教育の質の間の関係性はあるのか。（議員は、今回の高等教育無償化の機関要件は教育の質に関するものだけでよく経営面の要件は不要で、また、機関要件によって新制度の対象外となつた学校から国が訴えられることもあるのではないかとの認識。）

（答）

1. 今回の支援措置については、支援を受けて進学した学生が、しっかりとした教育環境の下で、安心して勉学を修め卒業することができるよう、学生を受け入れる大学等については、経営が継続的かつ安定的に行われるところを対象とすべきと考えています。
2. 文部科学省では、これまででも、経営悪化傾向にある学校法人に対して、経営改善に必要な指導・助言を行ってまいりましたが、昨年7月に経営指導の充実に関する新たな通知を各学校法人に発出したところです。  
本通知を踏まえ、本年度から、新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導を強化することとしています。  
(参考) H30.7.30付文部科学省高等教育局長通知  
「学校法人運営調査における経営指導の充実について」
3. その上で、今回の支援措置では、新たな財務指標も踏まえ、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、実質的に救済がなされることがないよう、対象となる大学等に一定の経営要件を設けることとしています。

(更に経営要件の詳細について問われた場合)

1. 今回の支援措置では、

- ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
- ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連續マイナス
- ・ 直近3カ年において連續して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合の「いずれにも」あたる大学等を対象機関としないものとする予定です。

2. 文部科学省としては、今回の支援を受けて進学した学生が安心して勉学を修め卒業することができるよう、学生を受け入れる大学等の経営は継続的かつ安定的に行われるべきものであり、経営要件の設定は必要な措置と考えています。

(更に大学等に訴えられるのではないかと問われた場合)

1. 今回の支援を受けて進学した学生が安心して勉学を修め卒業することができるよう、学生を受け入れる大学等の経営は継続的かつ安定的に行われるべきものであり、経営要件の設定は必要な措置と考えています。

2. いずれにしても、文部科学省としては、要件の趣旨をしっかりとご理解いただけるよう、今後とも制度の周知に努めてまいります。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
中川 正春氏（立憲）

問3 授業料等の無償化は、親の所得が低い家庭の学生を支援するものとして意義があるものの、国際人権規約の趣旨に従い、将来的には所得制限を廃止することを目指すという理解で良いか。

（答）

1. 無償化の対象範囲にかかわらず、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実を進めてきたところです。

また、経済的理由から奨学金の返還が困難となつた方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図ってきたところです。

2. 所得制限を廃止し、給付型の対象を拡大することについては、

- ・ 低所得世帯以外は貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
  - ・ 高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者の公平性に留意する必要があること
- を十分に踏まえ、慎重に議論する必要があります。

3. いざれにせよ、国際人権規約において、無償教育の具体的な方法については特段の定めをしておらず、その範囲や方法を含め具体的にどのような方法をとるかについては加盟国に委ねられています。

文部科学省としては、今後とも、財政や進学率等、その時々の状況を総合的に判断しながら、適切に対応してまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

岡本 充功氏（国民）

問3 今後、財源次第では修学支援を拡大するのか。

（答）

1. 高等教育の無償化については、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯に限って実施するものです。
2. 一方、無償化の対象範囲にかかわらず、これまでも、希望者全員に対する貸与の実現など無利子奨学金の充実を進めてきたところです。  
また、経済的理由から奨学金の返還が困難となつた方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図ってきたところです。
3. 今回の支援措置の対象をさらに拡大することについては、必要な財源の確保に加え、
  - ・低所得世帯以外は、貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること
  - ・高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえる必要があります。
4. 文部科学省としては、今後とも、財政や進学率等、その時々の状況を総合的に判断しながら、適切に対応してまいります。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問2-1 高等教育無償化に関して、申込者の意欲を確認することだが、意欲があるかどうかは、高校の先生の主観的な判断になり、恣意的な判断になつたり、先生との相性の問題が影響を及ぼすのではないか。

（答）

1. 今回の支援措置の対象者につきましては、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談等により進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲があることを高校等として確認いただくこととしております。
2. これらを確認していただくに当たっては、学校等の判断がばらつくことのないようにすることが重要であると考えており、確認の観点や実施方法等を盛り込んだ手引きを文部科学省において作成し、学校等へ示すことを考えており、これにより適切な運用がなされるよう努めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問2-2 高卒認定試験（大検）を受けて大学等に進学する者は、進学前に申込みできないのか。進学前に申込みできる場合、学習意欲の確認は誰が行うのか。この場合に意欲確認できないのであれば、意欲確認を要する者と要しない者との間で差が生じて不公平ではないか。

(答)

1. 高卒認定試験を受けて大学等に進学される場合においても、進学前の申込を受け付けることとしています。
2. この場合の学習意欲の確認方法については、具体的な方法を検討しているところですが、高校を通じて申込を行う学生との間で不公平が生じないようにしたいと考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問2-3 意欲の確認は客観的な判断が難しく、経済的要件のみで判断すべきではないか。（議員は、意欲確認は意味がなく、要件としてやめるべきであるとの考え方）

(答)

1. 経済的に困難な状況であっても、意欲があれば大学等へ進学できる機会が開かれるようにするため、今回の支援措置については、高校の成績だけで判断せず、学修意欲を確認して対象とすることとしています。
2. こうした支援対象者について、国費による支援であることを踏まえ、進学後は十分な学習状況等をしっかり見極めることとしており、単位の修得状況などが基準を下回る場合には、支援を打ち切ることとしています。
3. これを踏まえ、支援対象者については、経済的な観点のみならず、高等学校における進路指導において、進学にかかる適性と意欲を的確に確認することは重要と考えており、こうした観点での適切な指導がなされるよう、周知を図ってまいりたいと考えています。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問8 成績が下位4分の1の場合、支援を打ち切るとのことだが、このような要件があることで、より高いランクの大学を目指す意欲を削ぐことにならないか。

（答）

1. 今回の支援措置においては、支援を受けた学生に対して、大学等への進学後、修得単位数や学業成績が一定の要件を満たさない場合には「警告」を行い、これを連続して受けた場合には支援を打ち切ることとしています。
2. この要件は、公費による支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだうえで、社会で自立し、活躍できるようになるために必要なものとして設定することとしているものでありますが、この要件に依らず、自らの強い意欲と努力をもって志望の大学等を目指していただきたいと思います。
3. そのためには、高校等における適切な進路指導が大変重要となりますので、文部科学省としても、高校等における進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲の適切な確認をお願いしてまいりたいと考えています。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問9 単位が取得出来ているのに支援が打ち切られるとなると  
大学の単位制度の意味がなくなるのではないか。

(答)

1. 今回の支援措置においては、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることが重要であると考えており、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行うこととしています。
2. このような考え方により、大学等への進学後は、単に単位を揃えて卒業要件を満たせば良いとはせず、  
① 修得単位数が標準の6割以下の場合、  
② G P A等が下位4分の1の場合、  
③ 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合  
のいずれかの場合には大学等は「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切ることとしています。
3. このような要件は、学生の社会での自立・活躍を図るという制度の目的と、支援が公費で賄われるものであることを踏まえ、設定することとしているものです。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問10 成績下位4分の1の線引きをするには、成績の順位付けが必要となるのではないか。教員は、絶対評価でなく、相対評価で成績評価をしなければならなくなるのではないか。

(答)

1. 今回の支援措置においては、大学等への進学後、修得単位数や学業成績が一定の要件を満たさない場合には「警告」を行い、これを連続して受けた場合には、支援を打ち切ることとしていますが、例えばGPA等が下位4分の1である場合には、「警告」を行うこととしています。
2. このため、大学等に対しては、下位4分の1に該当するかの確認に当たって、GPAなどの成績評価の「客観的指標」の設定を求めておりますが、大学等の各教員に個別の授業科目ごとの「相対評価」をしていただくことまでは求めておらず、各大学等において適切に成績評価の基準を定め、運用していただくことを想定しています。

(参考1) GPA (Grade Point Average)

客観的な成績評価を行うため、授業科目ごとに0～4などのポイントを付した上で学生ごとの成績の平均を算出すること。

例えば、5段階（A, B, C, D, E）で評価し、それぞれに対して4, 3, 2, 1, 0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たりの平均（GPA）を算出する。

(参考2)

学士課程教育の構築に向けて（答申）（平成20年12月24日中央教育審議会（抄））

このため、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。

19.4.03

(参考 3)

平成 29 年度文部科学省高等教育局委託事業『国内大学の G P A の算定 及び活用  
に係る実態の把握に関する調査研究』報告書  
G P A を導入している大学の割合 (H 2 9) …92.2%

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

(○)

(○)

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問11 これでは、成績評価の仕方に国が口を挟むことになるのではないか。政府が教育に介入し、大学の自主性や学問の自由を侵害することになるのではないか、大臣の見解如何。

(答)

1. GPA等の成績評価基準に基づく組織的な学習の評価の重要性については、これまで平成20年の「学資課程教育の構築に向けて」といった中央教育審議会の答申において指摘されているところです。
2. また、既に多くの大学で取り入れられているものであり、個々の評価に介入するものでないため、学問の自由を損なうことにはならないと考えております。

(参考1) GPA (Grade Point Average)

客観的な成績評価を行うため、授業科目ごとに0～4などのポイントを付した上で学生ごとの成績の平均を算出すること。

例えば、5段階（A, B, C, D, E）で評価し、それぞれに対して4, 3, 2, 1, 0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たりの平均（GPA）を算出する。

(参考2)

学士課程教育の構築に向けて（答申）（平成20年12月24日中央教育審議会）（抄）

このため、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。

(参考3)

平成29年度文部科学省高等教育局委託事業『国内大学のGPAの算定 及び活用に係る実態の把握に関する調査研究』報告書

GPAを導入している大学の割合（H29）…92.2%

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

吉良 州司氏（国民）

問5 高校の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により学習意欲や進学目的を確認することだが、支援対象者要件は客観性を持たず、曖昧なのではないか。（議員は、個々人の意欲を適切に測ることができるのか、との問題意識。）

(答)

1. 今回の支援措置は、家庭の経済事情に関わらず、子供たちの誰もが自らの意欲と努力によって社会で自立し、活躍できるようになることを目的としています。
2. これを踏まえ、支援対象者につきましては、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談等により進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲があることを確認することとしております。
3. これらを確認していただくに当たっては、学校等の判断がばらつくことのないようにすることが重要であると考えており、確認の観点や実施方法等を盛り込んだ手引きを文部科学省において作成し、学校等へ示してまいりたいと考えております。
4. また、大学等への進学後は、修得単位数や学業成績などの学習状況に係る客観的な基準を定め、これを満たさない場合には支援を打ち切る方針としており、これらにより適切な者に対する支援が可能になると考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問2 「真に支援が必要な低所得者世帯の者」の「真に」に当たるかは、経済的な理由のみで判断するのか。意欲等も確認するのか、大臣の見解如何。  
 (議員は、意欲等の確認について、生徒個々人の心中を適切に把握し評価できるのかとの問題意識。)

(答)

1. 今回の支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況を踏まえ、住民税非課税世帯の学生に対し、授業料等減免と給付型奨学金をあわせて措置するとともに、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生についても段階的な支援を講じることとしています。
2. こうした支援対象者については、経済的な観点のみならず、本人の学習意欲や進学目的を確認することとしています。
3. 高等学校においては、かねてより教育活動の一環として行われている進路指導において、卒業後に進学を希望する生徒については、学習意欲や進学目的等を確認しているものと認識しており、  
 また、今回の支援措置については、進学後は十分な学習状況等をしっかり見極めることとしていることから、高等学校における進路指導において適性と意欲を的確に確認することは重要であり、こうした観点での適切な指導がなされるよう、周知を図ってまいりたいと考えています。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問6 新たな支援措置が導入されることで、国立大学がこれまで行ってきた授業料減免は、新制度に切り替えられるということか、大臣の見解如何。

（答）

1. 現行の各大学等における授業料減免は、各大学等それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われているため、収入基準や控除の考え方や世帯の定義等が大学ごとに異なります。
2. 2020年度以降の授業料減免については、国公私を通じた統一的な新制度として、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に重点化しつつ、低所得者層の進学率上昇を目指すのですが、各大学が、これに加えてどのような対応を行うかについては、各大学それぞれが検討・判断し、新しい基準を策定していくことになると考えております。
3. まずは、現在各大学において授業料減免を受けている学生が新制度の施行によりどのような影響を受けるかについて、国としても各大学の状況を把握し、精査してまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正靖（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問 1 国立大学の現行の授業料免除者数のうち、新制度  
の対象とならない者は何人になるのか。 19.4.03  
初回問

(答)

1. 今回の新制度においては、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生を対象としており、単なる年収ではなく、住民税制度に準拠した所得基準としている一方、現行の各大学等における授業料減免は、各大学等が定める認定基準に基づいて多様な形で行われているため、収入基準や控除の考え方、世帯の定義等が大学ごとに異なることから、それぞれの制度の対象者を精緻に比較することは困難です。
2. 新制度においては、日本学生支援機構の奨学金利用者等から推計したところ、現在の進学者ベースで約4万人程度、このうち、非課税世帯約2万人程度、非課税世帯に準ずる世帯約2万人程度が対象になるものと考えております。  
(注) 進学率上昇を見込んだ場合で約8万人程度(非課税世帯約4万人程度、非課税世帯に準ずる世帯約4万人程度)
3. 一方、国立大学における現行の授業料免除者の平成30年度の実績は約4.2万人ですが、このうち、私どもが大学に問い合わせて集計したところ、住民税非課税世帯の学生数は約1.5万人、住民税非課税を超える所得水準の世帯の学生数は約2.7万人となっておりますが、現行制度の対象者と新制度の対象者を一律に比較することは困難です。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [ ] (直通) [ ]

(携帯) [ ]

更問あり

更問2 新制度の対象者となり得る非課税世帯に準ずる世帯2万人と、現行制度の対象となっている住民税非課税を超える所得水準の世帯の学生数2.7万人の差分の0.7万人が対象外となるのか。 19.4.03 御座間6

(答)

1. 私どもが調査の上で申し上げられるのは、先ほど申し上げたように、

- ・ 現行制度の対象となっている住民税非課税を超える所得水準の世帯の学生数は約2.7万人
- ・ 現在の進学者ベースで新制度の対象者となり得る非課税世帯に準ずる世帯は約2万人程度

ということです。

2. これらを単純に差し引きすれば約0.7万人となります、

- ・ 新制度の対象者となり得る非課税世帯に準ずる世帯約2万人程度の中には、例えば、学力基準を満たさなかったり、授業料減免制度を知らずに申請しなかった学生など、現行制度では対象になっていない学生もいると考えられること
- ・ そもそも現行の授業料減免は、各大学等がそれぞれ定める認定基準に基づいて、多様な形で行われており、収入基準や控除の考え方や世帯の定義等が大学等ごとに異なること

から、現時点での正確な推計は困難であることをご理解いただきたいと思います。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) ■■■ (直通) ■■■

(携帯) ■■■

更問あり

更問3 新制度で推計している非課税世帯2万人の全てが  
現在対象となっていないのはなぜか。 19.4.03  
初版 関6

(答)

1. 現行の国立大学の授業料免除においても、低所得世帯で授業料免除を利用していない学生が一定数いるものと想定されます。

(参考)

新制度で推計している非課税世帯2万人は、日本学生支援機構の調査において、低所得世帯で同機構の奨学金を利用していない者が約3割存在することを勘案して推計している。

2. このような学生として想定されるものとしては、まず、現行の国立大学が実施する授業料減免は家計基準に加えて学力基準も存在しており、住民税非課税世帯の学生など家計基準においては基準を満たす学生であっても、学力基準を満たさないため免除を受けていない学生が存在することが考えられます。

3. また、いくつかの大学に聞き取りを行った結果によれば、  
・学生が授業料減免制度を知らず申請しなかった  
・期限までに申請の手続きが間に合わなかった  
・民間の奨学金等の支給を受けたため申請しなかった  
といった学生が存在すると考えられるところです。

4. いずれにせよ、新制度の導入にあたっては、制度の趣旨や手続きなどの広報や周知を丁寧に行うとともに、高校や大学に対しても、生徒や学生への周知徹底をお願いすることで、支援の対象となる全員が新制度による支援を受けられるよう、努めてまいりたいと考えています。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

更問あり

4

更問4 現在、授業料減免の対象となっている者で、新制度の対象とならない者や、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生で、現行の授業料免除より支援内容が後退する者については、経過措置として、少なくともその卒業までの間、授業料免除が実施できるよう予算措置すべきではないか。 19.4.03 *柳原 開*

(答)

1. 現行の各大学等における授業料減免は、各大学等それぞれが定める認定基準に基づいて、多様な形で行われてきましたが、新制度のもとでは、各大学における授業料減免への公的支援は、新制度の下で、国公私を通じ、全国で統一的な基準により、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、重点的に行われることになります。
2. 今後、新制度の下で、各大学が授業料減免の基準を検討していくことになりますが、現在、授業料減免を受けている学生で、新制度においては対象とならない学生等も生じ得るところであり、当該学生の学びの継続を支援する観点から、現に支援を受けている学生については、減免の事由や家計基準の実態や、大学における減免基準の考え方等を見極めつつ、何らかの配慮が必要かどうか、検討を試みたいと考えております。

(参考)

現行の授業料免除においても、その認定は、毎年度、毎期ごとに行われているものであり、複数年度にわたる在学期間を通じた措置が保障されているわけではない。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問5 新制度に移行した後も、現行の授業料減免で対象となっている中間所得層の学生も支援する仕組みにしないと、国際人権 A 規約に規定する高等教育の漸進的無償化に逆行するのではないか。19.4.03 初鹿根

(答)

1. 新制度が始まる 2020 年度以降は、各大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となります。新制度により、国公私を通じ、全国で統一的な基準となるため、(現行の仕組みにおいて対象となっている) 一部の学生が国の支援措置の対象となる場合もあり得ると考えています。
2. ただし、国連人権規約との関係で申し上げれば、新制度は、真に支援が必要な学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう大学等を通じた支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給するものであり、全体としては、規模や金額が大幅に拡大することで支援が広がっていくものと考えており、高等教育の漸進的無償化の趣旨にも適うと認識しております。
3. いずれにせよ、文部科学省としては、現在各大学において授業料減免を受けている学生が新制度の施行によりどのような影響を受けるかについて、各大学の状況を把握し、精査してまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問7 国立大学の授業料減免の対象者は減るということか。このような状況では、高等教育の漸進的無償化に逆行することにならないか、文部科学省の見解如何。

(答)

1. 今回の新制度においては、真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生を対象としており、単なる年収ではなく、住民税制度に準拠した所得基準としている一方、現行の各大学等における授業料減免は、各大学等が定める認定基準に基づいて多様な形で行われているため、収入基準や控除の考え方、世帯の定義等が大学ごとに異なることから、それぞれの制度の対象者を精緻に比較することは困難です。
2. 新制度が始まる2020年度以降は、各大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要になりますが、新制度により、国公私を通じ、全国で統一的な基準となるため、（現行の仕組みにおいて対象となっている）一部の学生が国の支援措置の対象とならない場合もあり得ると考えています。
3. ただし、国連人権規約との関係で申し上げれば、新制度は、真に支援が必要な学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう大学等を通じた支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給するものであり、全体としては、規模や金額が大幅に拡大することで支援が広がっていくものと考えており、高等教育の漸進的無償化の趣旨にも適うと認識しております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■（直通）■■■■（携帯）■■■■

19.4.03

更問 1 平成 30 年度の授業料免除者の実績のうち、非課税世帯の学生の数（約 1.5 万人）はいつ把握したのか。  
隠していたのではないか。 初鹿 7

(答)

1. 現行の授業料免除者の平成 30 年度（前期）の実績は、  
各国立大学における同年前期の実績が判明した昨年度の秋以降、各大学から報告を受けたものです。
2. 一方、各大学から提出されたデータは膨大であり、またデータの精度を高めるためには、各大学への個別の確認や突合等に一定の時間を要するものでありますが、今般の国会審議の状況を踏まえて作業を加速し、この度、授業料免除者の総数及び非課税世帯の学生の数の精査が完了したところです。

更問2 非課税世帯の学生の数を調査したのであれば、なぜ、非課税世帯に準ずる世帯の学生の数を調査しなかつたのか。国立大学の現行の授業料免除者数のうち、新制度の対象とならない者は何人になるのか。 19.4.03  
初鹿 門ワ

(答)

1. 現行の各大学等における授業料減免は、各大学等が定める認定基準に基づいて多様な形で行われておりますが、多くの大学では、住民税制度に準拠した所得基準ではなく、世帯収入を基準として認定を行っていることから、各大学においては、必ずしも、学生一人一人の住民税制度に準拠した所得額（すなわち、課税標準額または市町村民税所得割額）を把握する必要がなく、データを保有していない場合も考えられるところです。
2. 非課税世帯に準ずる世帯の学生数を把握するためには、授業料免除を受けるすべての学生から、（市役所が発行する）課税証明書を提出してもらい、当該大学の認定基準にかかわらず、一人一人に当てはめて計算することが必要になりますが、各大学及び学生の負担にも考慮し、これまで調査していないところです。

更問3 各大学の状況を把握し、精査するというが、いつまでに行うのか。 19.4.03 初底問7

(答)

1. 新制度が始まる 2020 年度予算の概算要求を行う、本年夏頃までに、新制度を踏まえた各大学の対応見込み等も踏まえ、必要に応じて各大学に調査するなどして、より詳細な状況を把握していきたいと考えております。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

中川 正春氏（立憲）

問1 高等教育に係る教育費負担の軽減に関する現行制度を前提とすると、授業料等の減免は親に対する支援と位置付けられるという理解で良いか。

(答)

1. 新たな支援措置は、家庭の経済事情で進学を諦めていた生徒にも、大学等への進学の道を開くため、家庭からの十分な仕送り等を受けにくい低所得世帯の学生の経済的負担を軽減する支援を行うものです。
2. 現行も、機関補助として国から経費の支援を受けて、高等教育機関において実施している授業料等減免は、結果として学生に対する支援となっているところであり、新制度においても引き続き同様の仕組みとなります。

(更に問われた場合)

我が国においては、親が子どもの学費を負担するという習慣が一般的であることからすると、結果的に家計負担を軽減しているという意味合いをもつことについて、否定するものではありません。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 錦島 豊（内線）■■■（直通）■■■、（携帯）■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

吉良 州司氏（国民）

問3 今回の支援額では、私立大学医学部への進学希望に応えられないのではないか。

（答）

1. 国立大学等の授業料については、学部や専攻分野によらず、一律の標準額が規定されているが、私立大学等の授業料については、設置者の裁量により、各大学・学部・学科等の教育プログラムの特性等に応じて、異なる授業料が設定されています。

2. 分野別授業料の設定については、

- ① 学校種ごとに、学問特性に応じた分野区分で上限額を設定すれば、制度が複雑になる恐れがある（注）
- ② 各専攻分野における適正な授業料、標準的な授業料についての合意形成がなされていないといった課題がある。

（注）仮に2～3の区分にまとめようとすれば、分類が困難なプログラムも存在し、各学校種や学問特性の違いを勘案できない恐れがある。

（大学）人文科学、社会科学、理学、工学、農学、保健、家政、教育、芸術、商船、その他（教養学、総合科学、教養課程（文科、理科）、国際関係学、人間関係学、その他）

（専門学校）工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養

3. また、特定の分野のみ支援を手厚くすることについては、  
 - 貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていること  
 - 高校卒業後の進路が多様であり、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があること  
 なども踏まえ、極めて慎重であるべきと考えております。

次頁あり

19.4.03

4. こうした課題を踏まえ、今回の措置においては、私立大学の授業料減免上限額の設定については、私立大学全体の授業料平均額の水準を勘案して、専攻分野に関わらず一定の加算を行うこととしています。

(参考)

医学部生に対しては、各地方自治体が修学資金を貸与し、所定の要件を満たせばその返還を免除する各種支援制度を実施している。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

中川 正春氏（立憲）

問9 高等教育無償化について、公立の大学等については設置する自治体が全額負担し、私立専門学校に係る授業料等減免の費用は国と都道府県で2分の1ずつ負担する制度設計となっているが、全ての学校種について国が全額負担すべきではないか。

(答)

1. 今回の支援措置に係る費用負担については、全国知事会はじめ地方団体と政府との間で、関係閣僚が出席し、協議を経て決定しておりますが、

教育無償化に関する国と地方の協議 計2回(11/21(木)、12/3(火))

- ・ 公立大学等については、都道府県又は市町村の判断により設置・運営されており、これを前提に地方財政措置により、公立大学等の授業料の減免に要する費用が措置されております。
- ・ 私立専門学校については、都道府県が所轄庁として一定の責任を有していること、一方で、今回の支援措置は国が推進するものであると考えております。

2. その上で、今回の支援措置の財源については、消費税増収分を充てることとしており、消費税の引き上げにより地方消費税・地方交付税も増加し、地方においても確実な収入増が図られることとなります。

3. このことを踏まえて、公立大学等については地方が全額負担、私立専門学校については国と都道府県で折半することについて、地方の理解を得たものであり、その内容を法案に明記したものです。

(更に国・地方の負担額について聞かれた場合)

(答)

1. 授業料等減免の所要額は、支援対象の世帯の進学率が上昇すると仮定して、私立専門学校については、国と都道府県で最大600億円（国・都道府県で300億円ずつ折半）、公立大学等については、地方で最大200億円程度と想定しているところです。

(更に国・地方それぞれの消費税率引き上げに伴う增收額について聞かれた場合)

(答)

1. 本年10月からの消費税率引上げによる平成31年度の增收額については、消費税については約1.3兆円、地方消費税については約0.1兆円と見込んでおり、国税・地方税合計で約1.4兆円となると聞いております。

2. また、（来年度の税収を見込むことは現時点で困難であるが）平年度化した場合の增收額について、31年度予算をベースとして機械的に試算すると、消費税約3.4兆円、地方消費税約1.2兆円、合計で約4.6兆円となると聞いております。

(参考) 地方負担分の財源措置について

(※幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚会議より抜粋）

#### 6. 財源

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

○ 今般の高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の增收分の全額を基準財政収入額に算入する。

更問 高校無償化については、全額国庫負担ではないか。

(答)

1. 高等教育の無償化の財源については、都道府県も収入増を伴う消費税引き上げ分であるのに対し、高校就学支援金は都道府県に収入増はない点で、両者は異なっております。
2. 加えて、制度面でみても、今般の高等教育無償化は、低所得者に対する支援策として導入されるものであり、
  - ・現行の授業料減免（機関補助）と同様の枠組みで実施されるものであること、
  - ・教育の質の確保に資するよう、対象機関に一定の要件を課すものであること、  
から、「授業料の減免措置については……専門学校に交付することとされています（新しい経済政策パッケージ）。
3. これに対し、高校無償化は、
  - ・対象となる高等学校を限定せずに幅広く後期中等教育段階において学ぶ生徒への支援を行うために、個人補助として実施しているものであること、
  - ・教育の質の確保を目的とするものではないこと、  
から、同列に論じることはできないと考えております。

## (参考) 高等教育の無償化に関する国と地方の協議の経緯

## &lt;教育の無償化に関する国と地方の協議&gt;

構成: 全国知事会、全国市長会、全国町村会、

内閣府、文部科学省(※柴山文部科学大臣ご出席)、厚生労働省、総務省

日程: 計2回(11/21(木)、12/3(火))

## 経緯:

10月25日 全国知事会に費用負担案を提示。

(公立: 地方全額負担、私立専門学校: 国1/3、県2/3負担)

11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議(第1回)

・費用負担の考え方について提示。

(公立: 地方全額負担、私立専門学校: 国1/2、県1/2負担)

12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議(第2回)

・国による事務処理基準の策定と事務費の全額国費措置を提示。

(2019年、2020年の2年間)

12月10日 全国知事会事務総長から高等教育局長に対し、

「国の提案を受け入れる」旨報告。

## ○全国知事会の緊急提言の主な内容

## 1. 費用負担について

- ・国と地方の負担の在り方については、新たな地方負担が生じることのないよう、既存の財政措置と明確に区別し、国の責任において必要な地方財源を確実に措置すること。

## 2. 円滑な事務の実施について

- ・全国統一的な事務処理のための明確な指針を策定すること。
- ・標準的な事務処理体制を提示するとともに事務費を全額国費で措置すること。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度PT主任大学改革官 鍋島 豊(内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

吉良 州司氏（国民）

問14 修学支援法案では授業料等減免は機関補助としているが、入学金・授業料に使途を限定したクーポンを支給するなど、学生個人への個人補助として実施すべきではないか。その際、全国統一試験で一定得点以上の生徒のみをクーポン支給対象とすることで、学生の質向上にも資することができるのではないか。

（答）

1. 大学等における授業料等減免は、大学等の設置者が行う減免措置に対して、国が大学等に対して補助を行う、機関補助として実施してきたところです。
2. 新たな支援措置は、大学等の設置者が行った授業料等の減免措置について、その費用を国等が支弁することとしており、従来と同様に、機関補助として実施するものです。
3. 今回の措置では、機関要件を満たす、質の高い教育を実施する大学等のみが、減免費用について国等の支弁を受けることができます。このような仕組みは、機関補助を執ることで、適切に機能すると考えています。
4. なお、減免費用の国等による支弁は、形としては機関への支出となるものの、実質的には機関を通じた学生個人への修学支援の意義を有しているものです。

5. 今回の措置における支援対象者については、大学等への進学後は、学修に一定の要件を課し、これに満たない場合には、支援を打ち切る方針としており、このような要件を適切に機能させることは、大学等の教育の質向上にも資すると考えています。

委員のご指摘も踏まえ、学生が質の高い学びを実現できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

吉良 州司氏（国民）

問15 今回の支援措置が対象とする専門学校は、社会的要請、政治的要請のある分野、特に、看護師や保育士など、人を対象とした社会的ニーズが最も高い分野に限定すべきではないか。

(答)

1. 専門学校は、多様な分野で職業と結びついた実践的な教育が特色であり、約60万人が在籍し、地元就職率が高く、地域における職業人材の輩出に貢献しています。

(参考) 18歳人口の約2割が、専門学校に進学

2. 専門学校が行う教育には、看護師や保育士のように職業と結びついた国家資格の取得が目的のものや、情報通信分野や観光産業など業種・業界で求められる専門的知識・技能の習得が目的のものがあり、多種多様な分野に渡っています。

3. 新制度は、低所得者世帯の学生を対象に高等教育へのアクセス機会の確保に資することとしており、学生の進路選択を狭めないように、支援対象となる分野の限定は行わないこととしています。

4. なお、看護師や保育士など、社会的需要の高い専門職の確保については、それぞれの職業分野を所管する府省等で取り組まれているところです。

【担当課長】高等教育段階の教育負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銚島 勝（内線）■（直通）■（携帯）

更問あり

更問 「貧困の連鎖を断ち切る」ことが目的ならば、卒業後に安定した収入が見込まれる分野での修学に限定するべきではないか。

(参考：3/28 吉良議員打合せ時における議員の問題意識)

- ・法案の目的は、低所得者世帯が教育を受けられ、貧困の連鎖を断ち切ることか。稼げる分野に進学してもらうことが必要
- ・無償化で支援しても、出口に稼げる分野での就職がないと意味がない

(答)

1. 低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことにつながることから、少子化の進展への対処に資するものと考えています。
2. また、学生等の進路選択を狭めないようにするため、支援を受けられる対象となる大学等については、支援対象となる分野の限定は行わないこととしています。
3. 専門学校に進学する場合についても、このことは同様であり、学びの意欲を持った学生が支援を受け、専門的知識・技能を習得することを通じて、社会で自立し、活躍することのできる人材になっていただくことを期待しています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担緩減新制度 PT 主任大学改革官 梶島 雄（内線） ■■（直通） ■■（携帯） ■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

中川 正春氏（立憲）

問2 現在の奨学金の仕組みにおいては、貸与型奨学金を中心とし、将来の返済を通じて支援を受けた学生本人が負担するものと言えるが、今回の制度改正によって、これを給付型奨学金により国が肩代わりする仕組みに転換していくということか。

（答）

1. 我が国においては、返還金を次の奨学金の原資として活用することにより、希望する学生を幅広く支援することが可能となるよう、貸与制による奨学金事業を基本としているところです。
2. 今回の新たな支援措置については、大学や専門学校など高等教育機関の進学率が全体として8割まで上昇してきている中で、貸与型奨学金の充実の努力にも関わらず、なお進学率が半分程度にとどまっている状況を踏まえ、国民負担を原資として、真に必要と考えられる低所得世帯に限って返還不要の給付型による支援を行うこととしているものです。
3. したがって、まずは今回の措置を着実に実施してまいりたいと考えていますが、引き続き、貸与制による奨学金事業が基本となるものと考えています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鈴島 豊（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
中川 正春氏（立憲）

問4 貸与型奨学金なら最終的に学生本人が負担することとなるが、給付型奨学金を授業料等の無償化と合わせて行うことによって、学生の生活費まで無償化するのは行きすぎではないか。親の所得に関係なく、本人が費用を負担する仕組みとすべきではないか。

（答）

1. 奨学金事業については、返還を通じて学生の自立心や自己責任、さらには社会への貢献・還元の意識の涵養等の教育的效果も勘案し、貸与型を基本とし、本人の意思で借りられる仕組みとなっており、卒業後の所得に連動して返還月額が決定される所得連動返還型奨学金制度を無利子奨学金に導入するなど、制度の充実を図ってきました。
2. その中で、今回の支援措置は、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に限って、授業料減免を措置するとともに、学生が学業に専念できるよう、給付型奨学金を支給することとしているものです。
3. 大学生活に要する費用の負担の在り方については、様々な意見があると考えますが、文部科学省としては、国費を有効に活用し、子供たちが家庭の経済事情により進学を諦めることなく、能力や意欲に応じて質の高い教育を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月3日(水) 衆・文部科学委員会  
杉本 和巳氏(維新)

問3 国公立、私立や学部(特に医学部)の入学金の仕組みは世界共通か。欧米、OECD諸国との入学金(イニシャルフィー)と授業料のバランスの現状如何。

(答)

1. 文部科学省で把握している限りでは、諸外国のうち、アメリカ、イギリス、フランス及びドイツでは入学料を徴収していないと承知しております。一方、例えば韓国では2018年度から国立大学の入学金は廃止、私立大学の入学金は段階的に縮小していく方針が定められたと承知しております。
2. 韓国の国公立大学医学系の最高額について、2016年の入学料は日本円換算で約1万7千円(約17万ウォン)、授業料は日本円換算で約101万円(約1,011万ウォン)です。
3. また、私立大学医学系の最高額について、2016年の入学料は日本円換算で約9万4千円(約94万ウォン)、授業料は日本円換算で約124万円(約1,241万ウォン)です。
4. なお、日本の授業料及び入学金については、国立大学の標準額は入学金が約28万円、授業料が約54万円、公立大学の2017年度平均額は入学金が約39万円、授業料が約54万円、私立大学の2017年度平均額は入学金が約25万円、授業料が約90万円です。

(参考)

1ウォン=0.1円である。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴(内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
初鹿 明博氏（立憲）

問13 有利子奨学金は廃止すべきではないか、大臣の見解如何。

（答）

1. 日本学生支援機構の貸与型奨学金については、経済的に困難な学生等に対して進学の機会を与えるものです。具体的には無利子奨学金を基本としていますが、貸与希望者の拡大を受け、財政融資資金を財源とする有利子奨学金事業（現在約77万人に対して約7千億円の事業費）を1984年から創設したところです。
2. 有利子による返還者負担の軽減を図るため、低金利時代にあわせ、下限利率を0.01%に引き下げるなど、利子負担を大幅に減じるなどの施策を展開しています。
3. 一方、有利子奨学金は低利子とはいえ、利子分が負担となることから、文部科学省においては、無利子奨学金事業についても、2017年度には予算上4.4万人分を増員し、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃するなど、事業の充実に努めているところです。

こうした事業の着実な実施を通じて、引き続き、高等教育に係る経済的負担軽減に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問14 奨学金の取立てを債権回収会社に委託しているが、それにより回収出来た件数、回収額の状況如何。

(答)

1. 日本学生支援機構においては、延滞月数が3か月以上となった債権について、債権回収会社へ委託するものと承知しています。
2. 2017年度に、債権回収会社によって回収された債権の件数は、約6万3千件、金額では約62億円であると機構より聞いています。

(参考) 債権回収会社への委託について

- ・連続振替不能4回目（延滞月数では3か月以上延滞）となった債権について委託  
<機構における債権回収状況（2017年度実績）>

全体件数、金額

	要回収分	回収分
債権数	441万6,028件	406万487件 (91.9%)
債権額	6,965億652万9千円	6,110億9,193万3千円 (87.7%)

(うち、債権回収会社における回収状況) ↓ 委託率（件数ベース、金額ベース）：2.9%、5.4%

	委託	回収額
債権数	12万5,931件	6万3,291件 (50.3%)
債権額	377億754万3千円	62億1,824万5千円 (16.5%)

※括弧内は回収率を示す。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■（直通）■（携帯）■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問15 債権回収会社に支払っている委託料はいくらか。また、それは回収額の何%となるのか。

(答)

1. 日本学生支援機構においては、延滞月数が3か月以上となった債権について、債権回収会社へ回収業務を委託しているものと承知しています。
2. 2017年度実績において、債権回収会社に支払った委託料は3.7億円です。

(参考) 契約上の支払手数料の決め方

- 企画競争における提案書において、下記の点を総合的に勘案して委託先業者を決定。
  - ・より低い報酬率を提示してきた業者をより高く評価
  - ・返還猶予の指導など返還困難者への対応について、より低い単価を提示した業者をより高く評価
  - ・業務遂行にあたって、より効果的と考えられる提案をした場合に加点

3. また、上記の委託料は、回収金額の約5.9%です。

(参考) 回収金額 62億円

委託料 3.7億円

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問 債権回収会社への委託料はどのように決定しているのか。

(答)

1. 日本学生支援機構においては、債権回収業務の委託に当たり企画競争等により債権回収会社を選定しています。
2. 企画競争では、回収業務に係る成功報酬率の多寡など価格面に加え、回収方法や返還者本人の個別の事情に配慮できる業務提案となっているかといった質的な観点も踏まえ、総合的に評価して委託業者を選定しています。

(参考) 契約上の債権回収会社に求める業務内容

- ・文書や架電、訪問による返還督促や居住確認
- ・要返還者からの問い合わせや返還相談に対する回答
- ・返還期限猶予指導、猶予願の発送、猶予申出があったものの提出がないものへの状況確認
- ・分割返還希望の申出があった者への分割返還指導及び分割返還計画書の送付
- ・返還誓約書未提出者への指導
- ・返還者の入金管理 等

(参考) 企画競争入札の他、返還状況に応じて一般競争入札を実施

- ・返還に応じたものの延滞解消ができるほど入金がなかった場合において、継続的に返還してもらうため、入金状況を管理し返還者から継続的に回収する業務を一般競争入札で委託先を決定している。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [ ] (直通) [ ]、(携帯) [ ]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問16 債権回収会社への委託料はどのような決め方となっているか。（議員は、回収額の何%という決め方をしているのであれば、無理な回収に繋がっている可能性があるのではないかとの問題意識。）

(答)

1. 機構から債権回収会社へ支払う委託料は、「回収した金額に成功報酬率を掛けて算出した額」と、低所得等により返還が困難な者に返還猶予申請を行わせた場合等には「契約単価に申請等の件数を掛けて算出した額」の合計金額となります。

(参考) 委託料毎の業務内容

- ①回収した金額に成功報酬率を掛けて算出した額・・・延滞債権の回収
- ②契約単価に委託件数を掛けて算出した額・・・返還期限猶予の指導等

2. なお、回収すべき総額に対する委託料の割合は債権回収会社との契約毎に異なりますが、回収額の約5.9%となっています。

(参考) 回収金額 62億円

委託料

3.7億円

①成功報酬 5.4.1%  
 ②単価契約 4.5.9%

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

更問あり

更問 1 回収額の何%という決め方をしているのであれば、無理な回収に繋がっているのではないか。

(答)

1. 委託先の債権回収会社（サービスサー）は、法務省が作成したガイドラインに基づいて業務を行っており、例えば、正当な理由なく夜間及び早朝（午後9時から午前8時の間）に電話や訪問をすることなどを禁止しています。また、業務内容について、返還が困難な方には、返還期限猶予制度や減額返還制度等を案内することも含めて委託しています。

(参考) その他ガイドラインによって禁止されている不適切な督促行為(抜粋)

- ・大声を上げたり、乱暴な言葉を使ったりすること。
- ・多人数で債務者の自宅等に押しかけ、又は債務者等を債権回収会社に呼び出し、大勢で取り囲んで面談すること。
- ・債務者につきまとうこと。
- ・保険金による債務の弁済を強要又は示唆すること。 等

2. また、「回収した金額に成功報酬率を掛けて算出した」委託料のほか、債権回収会社が返還期限猶予申請をするように返還者に促して、返還者が返還猶予を受けた場合にも委託料を債権回収会社に支払うこととしており、委託先業者のインセンティブの一つとするなどの対応を行っています。

(参考) 返還猶予となるよう指導した件数と1件当たりの報酬単価について

※猶予送付に係る報酬は1件あたり報酬単価210円。また、猶予承認に係る手数料は1件あたり報酬単価2,500円。

平成29年度実績	猶予願送付件数	8,152件
	猶予願送付に係る報酬	1,762千円
	猶予承認に係る報酬	1,258千円

3. 引き続き適切な債権回収となるよう指導してまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

2

19.4.03

初底 16

更問2 企画競争において、回収金額に応じた委託料設定を前提とする場合、委託金額を予め決めることが出来ないのではないか。（上限額が設定されるのか）

1. 債権回収会社（サービサー）への委託に関する予算については、日本学生支援機構の運営費交付金の内数として措置しており、その予算の範囲内で法人が適切に業務を遂行するものと考えております。

（参考）2018年度日本学生支援機構予算（奨学事業分） 70億円  
うち債権回収業務関係経費 26億円

2. なお、仮に、委託支払額が予定していた額を超えた場合には、委託費に上限設定はないため、運営費交付金における全体の中で調整を行い、支払いを行うことになります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

初鹿 明博氏（立憲）

問1 大学の授業料を減免したところで少子化対策にはならないのではないか、大臣の見解如何。（議員は、大学での教育費の負担軽減という相当将来のことと判断材料として子どもを産む人はいないのではないかとの認識。）

（答）

1. 高等教育機関への進学率について、全世帯では約8割であるのに対して、住民税非課税世帯では4割程度と推計しており、全世帯の半分程度に留まっています。
2. このような進学率の差異を踏まえると、低所得者世帯では、家庭の経済的理由により進学を断念するケースがあると考えられるところです。
3. こういった低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立ち、「子どもに満足な教育を受けさせられないのではないか」との懸念を払拭することに繋がることから、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(参考2) 進学率について

- 全世帯の進学率：81.5%

H30年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数 ※学校基本調査  
3年前の中学校卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数 ※学校基本調査

- 住民税非課税世帯の進学者数（1学年）：6.1万人

住民税非課税相当のJASSO奨学金利用者（実績）  
住民税非課税相当学生のうちJASSO奨学金利用者割合 ※学生生活調査

- 住民税非課税世帯の進学率：40.4%

6.1万人（住民税非課税世帯の進学者数）  
高校生等奨学給付金受給者等（実績）

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊（内線）■ (直通) ■ (携帯) ■  
更問あり

更問1 低所得者世帯への支援が少子化対策に資すると  
いう根拠如何。

19.4.03

(答)

1. 例えば、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2015年度）」によれば、「予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦」に対し、その理由を尋ねたところ、30歳未満では76.5%、30~34歳では81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げています。
2. また、内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査（平成26年度）」では、「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子どもが欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%となっています。
3. このようなデータから、子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つと考えられ、低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鎌島 豊（内線） [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]  
更問あり

更問2 教育に係る費用がネックになっているのは低所得者世帯に限られないのではないか。19.4.03

(答)

1. 全世帯と非課税世帯との高等教育進学率の差に鑑みれば、高等教育に係る経済的負担は、低所得者世帯にとって特にネックとなっているものと考えられ、低所得者世帯に限って支援の対象としたところです。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) [ ] (直通) [ ] (携帯) [ ]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

吉良 州司氏（国民）

問1 今回の低所得者世帯を対象とする修学支援法案の目的を改めて問う。また、本法案によって、その目的を達成できるのか。

（答）

1. 本法案の目的は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、大学等における修学の経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することです。
2. 一方、高等教育機関への進学率の現状について、全世帯では約8割であるのに対して、住民税非課税世帯では4割程度と推計しており、全世帯の半分程度に留まっています。
3. このような進学率の差異を踏まえると、低所得者世帯では、家庭の経済的理由により進学を断念するケースがあると考えられるところです。
4. こういった低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、経済的理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことに繋がることから、少子化の進展への対処という本法案の目的の達成に資するものと考えています。

## (参考1) 大学等における修学の支援に関する法律案

## (目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

## (参考2) 進学率について

- 全世帯の進学率：81.5%

H30年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数 ※学校基本調査  
3年前の中学校卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数 ※学校基本調査

- 住民税非課税世帯の進学者数（1学年）：6.1万人

住民税非課税相当のJASSO奨学金利用者（実績）  
住民税非課税相当学生のうちJASSO奨学金利用者割合 ※学生生活調査

- 住民税非課税世帯の進学率：40.4%

6.1万人（住民税非課税世帯の進学者数）  
高校生等奨学給付金受給者等（実績）

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■  
**更問あり**

更問 1 低所得者世帯への支援が少子化対策に資すると  
いう根拠如何。 19.4.03 吉良 啓一

(答)

1. 例えば、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2015年度）によれば、「予定子ども数が理想子供数を下回る夫婦」に対し、その理由を尋ねたところ、30歳未満では76.5%、30～34歳では81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げています。
2. また、内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査（平成26年度）」では、「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子どもが欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%となっています。
3. このようなデータから、子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つと考えられ、低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減することは、少子化の進展への対処に資するものと考えています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問 2 教育に係る費用がネックになっているのは低所得者世帯に限られないのではないか。 19.4.03 設問)

(答)

1. 全世帯と非課税世帯との高等教育進学率の差に鑑みれば、高等教育に係る経済的負担は、低所得者世帯にとって特にネックとなっているものと考えられ、低所得者世帯に限って支援の対象としたところです。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鈴島 豊 (内線) ■■■ (直通) ■■■ (携帯) ■■■

更問あり

### 更問3 今回の支援措置は教育政策ではないのか。

(答)

吉良問 19.4.03

1. 高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもあります。高等教育へのアクセスの機会均等とともに、大学改革、教育研究の質の向上を一体的に推進する必要があります。
2. このため、高等教育の質の向上に資する学校教育法等の改正案を提案し、合わせてご審議いただくとともに、今回の支援措置の対象となる大学等についても、社会で自立し、活躍することのできる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施するものとして一定の要件を設けることとしており、こうした点においては、教育政策としての側面も有しているものと考えています。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊 (内線) ■■ (直通) ■■ (携帯) ■■

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会

吉良 州司氏（国民）

問2 低所得世帯を支援する意義に異存はないが、意欲が確認できれば全ての低所得者世帯の生徒がどのような大学等を選ぼうと支援対象となることは、モラルハザードに繋がらないか。これでは、「質の高い学生」「質の高い大学等」の育成に繋がらないのではないか、大臣の見解如何。

(答)

1. 今回の新制度は、家庭の経済事情に関わらず、子供たちの誰もが自らの意欲と努力によって社会で自立し、活躍できるようになることを目的としています。
2. これを踏まえ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだうえで、社会で自立し、活躍できるよう、学問追求と実践的教育のバランスが取れている、質の高い教育を実施する大学等を対象機関とすることとしています。
3. このため、法律案において、大学等の教育の実施体制及び大学等の経営基盤に関して一定の要件を課すこととしております。
4. また、支援の対象となる学生についても、大学等への進学後、修得単位数や学業成績などの学習状況に係る客観的な基準を定め、これを満たさない場合には支援を打ち切る方針としております。

次頁あり

19.4.03

5. こうした制度設計により、公費による支援に相応しい者  
及び大学等を対象にできるものと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月3日（水）衆・文部科学委員会  
吉良 州司氏（国民）

問9 人口減少・少子化という国家的課題に直面する現在、子供達一人ひとりの人間力を高め、国全体の教育の質を高めていくことが求められるのではないか。

（議員は、修学支援法案で全てを解決できるとは考えていないが、多額の公費を受ける以上、学生、高等教育機関の質向上に努めていくべきとの認識。）

（答）

1. 本法案の目的は、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に対し、大学等における修学への経済的負担を軽減することで、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することです。
2. 今後、より一層少子高齢化やグローバル化が進展する中で、Society 5.0に向けた人材育成やイノベーション創出の基盤となる大学等の改革は急務であると考えており、こうした観点から、「大学等における修学の支援に関する法律案」と併せて、進学先である大学の教育の質保証や教育研究基盤・ガバナンス改革等を後押しする「学校教育法等の一部を改正する法律案」についても御審議いただいているところです。
3. また、今回の新制度においては、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で、学生に対して支援を行うとともに、対象となる機関についても、学問追究と実践的教育のバランスが取れている、質の高い教育を実施する大学等とするため、一定の要件を求めるとしています。

次頁あり

4. 文部科学省としては、これらの法案の内容を着実に実施していくことが極めて重要であると考えておりますが、これを含め、2月1日に発表した「高等教育・研究改革イニシアティブー柴山イニシアティブー」に基づき、高等教育・研究機関の取組・成果に応じた「手厚い支援」と「厳格な評価」を車の両輪として徹底することにより、「教育」「研究」「ガバナンス」改革をバラバラにではなく、一体的に進めてまいります。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 銀島 豊 (内線) ■■■ (直通) ■■■ (携帯) ■■■